

### 第11回九州チャレンジ陸上競技選手権大会(パラリンピック北京大会出場選手推薦の参考大会) 出場者を募集

日時 平成20年3月16日(日) 9時30分  
場所 熊本県民総合運動公園陸上競技場

参加資格 平成19年度に日本身体障害者陸上競技連盟、全日本ろうあ連盟、日本盲人マラソン協会のいずれかに登録している人(当日、登録できる人も出場可能)

参加料 2,000円  
申込期限 平成20年2月8日(金)

※申込方法など詳しくは、お問い合わせください。

#### 【問い合わせ】

熊本県障害者スポーツ文化協会(大会事務局)  
096-383-6553

## お知らせ

### 農業委員会委員選挙人名簿掲載の申請をしましょう

市選挙管理委員会では、

平成20年度農業委員会委員選挙人名簿を作成します。

この名簿は、農業委員会等に関する法律の規定に基づいて、毎年1月1日現在で農家の皆さんが農業委員会に提出する選挙人名簿登録申請書に基づいて作成されます。

現在の農家台帳に基づいて作成した申請書を、すでに郵送していますので、資格を有する人は記入してある事項を確認し、同封の返信用封筒で、切手をはらさずに返送してください。

なお、資格を有する人で申請書が届いていない人は、市選挙管理委員会又は市農業委員会へお問い合わせください。

#### ●資格を有する人

- ① 市内に住所を有する満20歳以上の人で、
- ② 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人
- ③ 「①」の同居親族又は配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する人
- ④ 10アール以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

提出期限 平成20年1月10日(木)

#### 【問い合わせ】

市農業委員会事務局  
0994-311131  
市選挙管理委員会事務局  
0994-311142

### 障害者控除及びおむつ代医療費控除について

寝たきり高齢者等に対する障害者控除対象者認定書の交付について

所得税や地方税の申告の際に、申告する本人又は扶養親族が「障害者(又は特別障害者)」に該当する場合は、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

また、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で介護保険の要介護認定(要支援を除く)を受けている人などは対象になる場合があります。

その場合は、対象者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。詳しくは、お問い合わせください。

### 消費税の申告を行ってください

平成17年分の所得税の確定申告等で消費税の課税売上高が1千万円を超えた事業者は、平成19年分について、消費税の課税事業者となります。該当する事業者は、平成20年3月31日(月)までに消費税の確定申告と納付が必要となります。

納付する消費税額は、課税期間の売上げに対する消費税額から、仕入れや経費に含まれる消費税額を控除(仕入税額控除)して計算します。

また、簡易課税制度を選択した場合を除き、取引先から受け取った請求書等の帳簿等の保存期間は、確定申告期限の翌日から7年間となっています。

#### 【問い合わせ】

鹿屋税務署  
0994-423127

## 「インフルエンザ」及び「ノロウイルスによる感染性胃腸炎」を予防しましょう

### ◎ インフルエンザ ◎

インフルエンザは、ウイルスがくしゃみや咳などの際に空気中に飛び散り、健康な人の口や鼻から侵入して感染します。

症状は、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、鼻汁などのほか、気管支炎、肺炎などを併発したりするのがインフルエンザの特徴です。

症状がでたら速やかに医師の診察を受けてください。安静、保温、栄養が治療の三大原則です。

#### ●咳エチケット

咳・くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、人から顔をそむけ1m以上離れましょう。

鼻汁や痰などを含んだティッシュは、すぐにふた付きのごみ箱に捨てましょう。

咳をしている人には、マスクの着用を促しましょう。

#### ●予防方法

外出後や食事の前には、よく手洗い・うがいをしましょう。

インフルエンザの誘因をなくすよう心がけましょう。 ※インフルエンザに感染しても、だれでもすぐに発病するわけではありません。体の衰弱、湯冷め、寝不足、気候・気温の変化、うたた寝、不摂生、過労などの誘因によって抵抗力が弱くなったときに発病します。

### ◎ ノロウイルスによる感染性胃腸炎 ◎

ノロウイルスとは、人の小腸粘膜で増殖するウイルスで、11月から3月にかけて流行し、感染すると胃腸炎を起こします。

症状は、吐き気・嘔吐・下痢・発熱などで、人からの感染と食品からの感染があります。

#### ●人からの感染を予防するポイント

○トイレの使用後、調理前、食事前などには、石けんで十分に手を洗いましょう。

○患者のふん便(おむつ交換)や吐いた物を処理する際は、部屋の換気を行い、使い捨てのマスクとビニール手袋を着用し、ペーパータオルなどでふき取りましょう。

※ノロウイルスは乾燥すると、容易に空中に漂いますので、吐いた物などは乾燥させないように、すぐにふき取りましょう。

○吐いた物やふん便に直接触れてしまったときは、石けんで十分に手を洗いましょう。

○よく手洗い・うがいをしましょう。

#### ●食品からの感染を予防するポイント

○カキなどの二枚貝は、中心部まで十分に加熱してから食べましょう。

※食品の中心温度85℃以上で1分間以上の加熱が必要です。

○野菜や果物などは、調理前に流水で十分に洗いましょう。

○手指や調理器具などの洗浄を徹底しましょう。

【問い合わせ】市健康増進課 ☎ 0994-41-2110

## 住居表示に関する届出について

住居表示が実施されている区域内に建物を新築した場合は届出が必要です。この地域内においては、届出がないと住居番号が設定されず住民登録ができない場合があります。なお、住居番号の決定は現地調査等を必要としますので、届出から数日を要します。

#### ●対象となる地域等

本町、朝日町、向江町、西大手町、大手町、古前城町、曾田町、共栄町、北田町、打馬1丁目、打馬2丁目、西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、西原4丁目、上谷町、新栄町、新生町、白崎町、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目、札元1丁目

※アンダーラインは一部未実施区域を含む。

#### ●届出の書類・時期

※届出の種類によって、提出に必要な書類等が異なります。

届出書類	時 期	届出に必要なもの	届出人
設定届	住居表示実施区域内に住居表示を必要とする建物等を新築したとき(建物完成1~2月以前)	・印かん(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図)	建物等の所有者・管理者又は居住者
変更届	すでに住居番号が設定されているが、改築等により変更が必要になったとき	・建物等の出入口が分かる図面 ・敷地に対する建物の配置図	
廃止届	住居表示を設定している建物等を取り壊したとき	・印かん(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図)	

【問い合わせ・届出先】市都市政策課 ☎ 0994-31-1130

大手町

1

5-8